

明星大学通信教育部教則

平成27年4月1日制定

目 次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 卒業見込・卒業の要件等（第4条－第5条）
- 第3章 履修について（第6条－第7条）
- 第4章 課題報告について（第8条）
- 第5章 面接授業・メディアを利用して行う授業について（第9条－第13条）
- 第6章 試験について（第14条－第26条）
- 第7章 緊急時の措置について（第27条）
- 第8章 成績について（第28条－第29条）
- 第9章 学修上の倫理に反する行為について（第30条）
- 第10章 その他（第31条－第33条）
- 附 則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この教則は、明星大学通信教育部学則（以下「通信教育部学則」という。）第2条の2他に基づき、学部又は学科の人材の養成に関する目的及びその他教育研究上の目的等、並びに明星大学通信教育課程（以下「本通信教育課程」という。）の学生の学修について必要な事項を定める。

（適用）

第2条 この教則は、本通信教育課程の学部 に在籍する学生に適用する。

2 科目等履修生及び特修生は、本教則を準用する。

（人材の養成に関する目的等）

第3条 通信教育部学則第2条の2に定める学部又は学科（以下「学部等」という。）の人材の養成に関する目的は、別表第1のとおりとする。

2 明星大学（以下「本学」という。）及び学部等のその他教育研究上の目的を構成する学位授与方針、教育課程編成・実施方針、及び入学者受け入れ方針等は、別表第2、別表第3 及び別表第4のとおりとする。

第2章 卒業見込・卒業の要件等

（卒業見込の要件）

第4条 卒業見込要件は、別表第5のとおりとする。

2 卒業を希望する学生は、前項に定める要件を満たした上で、所定の手続きを経て、卒業を希望する1年前までに卒業見込の承認を得るものとする。

（卒業の要件）

第5条 通信教育部学則第23条第1項に定める卒業に必要な要件については、別表第6のとおりとする。

第3章 履修について

（履修登録）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目の登録（以下「履修登録」という。）を行わなければならない。

2 履修登録をしていない授業科目は、単位を修得することはできない。

3 通信教育課程長が必要と認めたとき、履修登録をした授業科目の取消しを行うことができる。

（履修登録の条件）

第7条 履修登録できる授業科目は、入学年度に定められた教育課程に設置されたものとする。

2 前項にかかわらず、編入学した者が履修登録できる授業科目は、編入学した学年に定められた教育課程に設置されたものとする。

3 履修登録は、授業科目ごとに指定された学年で行わなければならない。

4 同一科目を重複して履修登録すること、及び既に単位を修得した授業科目を履修登録することはで

きない。

- 5 履修登録は、当該年度に履修した科目の単位を修得できなかった場合、翌年度以降も継続されるものとする。

第4章 課題報告について

(課題報告)

- 第8条 通信教育部学則第17条第2項第1号及び第3号に定める課題報告（以下「レポート」という。）の1単位に相当する基準文字数は、引用とその出典を含めない本文文字数で1,500字以上を目安とする。ただし、科目の必要に応じて、当該科目を担当する教員が別に定めることができる。
- 2 レポートは、所定の要件を満たした上で提出しなければならない。
- 3 前項に定める所定の要件は、別に定める。
- 4 レポートは、合格、不合格で評価し、レポートが不合格の場合、再度提出するものとする。

第5章 面接授業・メディアを利用して行う授業について

(開講期等)

- 第9条 通信教育部学則第11条に定める面接授業及びメディアを利用して行う授業（以下「面接授業等」という。）は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 集中スクーリング
- (2) 通年スクーリング

- 2 前項に定める面接授業等の開講期及び開設授業科目は、別に定める。

(受講要件)

- 第10条 通信教育部学則第17条第2項第2号及び第3号に定める面接授業等を受講できる者は、次に定める要件を全て満たし、所定の期間に受講手続を完了している者とする。

- (1) 履修登録していること
- (2) その他、科目担当教員等が定める受講要件を満たしていること

- 2 前項に定める受講手続は、別に定める。

(授業時間)

- 第11条 本学の面接授業等の時間帯は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 1時限目 9:00～10:30
- (2) 2時限目 10:45～12:15
- (3) 3時限目 12:55～14:25
- (4) 4時限目 14:40～16:10
- (5) 5時限目 16:25～17:55
- (6) 6時限目 18:10～19:40

- 2 前項にかかわらず、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合、学長は面接授業等の時間帯を変更することができる。

- 3 面接授業等の時間帯を変更する場合は、別に定める。

(授業の欠席)

- 第12条 面接授業等を欠席した場合、本人の責めに帰することができない遅刻欠席等の場合を除いて欠席として扱うものとする。

- 2 第9条第1項第1号に定める面接授業等については、2時限分以上を欠席した場合、当該面接授業等のスクーリング試験の受験資格を失う。

- 3 第9条第1項第2号に定める面接授業等については、授業時数の3分の1以上欠席した場合、当該面接授業等のスクーリング試験の受験資格を失う。

(再受講)

- 第13条 受講した面接授業等が不合格の場合、第10条第2項に定める受講手続を経ることで、再受講することができる。

第6章 試験について

(試験)

- 第14条 通信教育部学則第17条に定めるもののほか、試験の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 再試験
- (2) 卒業資格試験
- (3) 追試験

(科目終了試験の受験要件及び手続き)

第15条 科目終了試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

(1) 履修登録していること。

(2) 指定の期日までに所定のレポートを提出し、受理されていること。

2 前項に定める手続きは、別に定める。

3 科目終了試験は、当該実施月のうち1日1会場に限り受験することができる。

(科目終了試験の実施月、都市及び会場)

第16条 科目終了試験の実施月、都市及び会場は、別に定める。

(科目終了試験の受験)

第17条 科目終了試験の試験時間は、1科目45分とし、最大4科目まで受験することができる。

2 科目終了試験を受験する学生は、試験監督者の指示に従わなければならない。

3 前項に定めるもののほか、学生は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 学生証又は受講証、及び受験許可証（以下「学生証等」という。）を携行し、机上に提示すること。学生証等を忘れた者は、試験監督者に申し出て受験の許可を得なければならない。

(2) 受験のために使用を許可されたもの以外の物品は、机上に置くことはできない。

(3) 答案用紙には、科目コード、科目名、学籍番号、氏名、受験許可科目数を明瞭に記入すること。

(4) 同一日に複数科目を受験する学生は、45分毎に1科目の答案用紙を提出しなければならない。

(5) 退出の際には、配付された答案用紙を必ず全て提出すること。

4 試験開始後30分を超えて遅刻した場合、当月の科目終了試験を受験することはできない。

5 試験開始から30分経過するまでは、会場から退出することはできない。

6 受験許可された科目を、全て受験すること。ただし、科目終了試験開始後に受験の取消しを行うことができる。受験の取消しは、棄権答案の提出をもって行う。

7 学生は、棄権答案の提出後、直ちに会場から退出しなければならない。

8 科目終了試験の受験に関する事項について、第17条に定めるもののほかは、別に定める。

(再試験の受験要件及び手続き)

第18条 再試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

(1) 再試験に合格することにより教員免許状・資格取得などの目的を達成することができること。

(2) 次のア又はイのいずれかに該当する1科目であること。

ア 過去に科目終了試験を受験し、不合格となった科目（当該科目の受験実績が無効、棄権、欠席のみの場合は許可対象外とする）

イ 過去にスクーリングを受講し、不合格となった科目（当該科目の受講実績が欠席、否のみの場合は許可対象外とする）

(3) 同項第1号で定める目的達成のための単位が、再試験の申込みをする科目以外は全て合格済みであること。

(4) 再試験申込科目のレポートは、再試験申込期間までに合格していること。

2 前項に定める者のほか、通信教育課程長が適当と認め、所定の手続きを完了した者は再試験を受験することができる。

3 再試験料は、別表第7に定めるとおりとする。

4 手続きの方法その他前項に定めるもののほかは、別に定める。

(再試験の実施月及び会場)

第19条 再試験は、明星大学日野校において、3月及び9月に実施する。

(再試験の受験)

第20条 再試験の試験時間は、1科目45分とし、1科目のみ受験することができる。

2 再試験の受験については、第17条を準用する。

(卒業資格試験の受験要件及び手続き)

第21条 卒業資格試験を受験できる者は、次の各号に定める要件をすべて満たし、所定の手続きを完了した者とする。

(1) 明星大学通信教育課程の正科生に在学していること。

(2) 卒業見込承認を受けていること。

2 前項に定めるもののほかは、別に定める。

(卒業資格試験の実施月、都市及び会場)

第22条 卒業資格試験の実施月、都市及び会場は、別に定める。

（卒業資格試験の受験）

第23条 卒業資格試験の試験時間は、1科目90分とし、科目終了試験2科目分とする。

2 前項に定めるもののほかは、第17条を準用する。

（追試験の受験要件及び手続き）

第24条 追試験を受験できる者は、当該年度の2月もしくは8月科目終了試験の受験許可を受けていたが、下記にある事由により欠席した者で、指定された申し込み期間に手続きを行い、通信教育課程長が適切と認めた者とする。

(1) 大学又は公的事由

(2) 私的事由

2 前項に定める大学又は公的事由、私的事由については、別に定める。

3 前1項ならびに前2項に定めるもののほかは、別に定める。

（追試験の実施月、都市及び会場）

第25条 追試験は明星大学日野校において、2月及び8月に実施する。

（追試験の受験）

第26条 追試験の受験は、第17条を準用する。

2 追試験の受験に関する事項について、本条に定めるもののほかは、別に定める。

第7章 緊急時の措置について

（緊急時の措置）

第27条 台風・大雪・地震等の各種自然災害、大規模な事故・ストライキ等による交通機関の運行停止及びその他不測の緊急事態の発生又は発生が予測される場合、学長は試験、面接授業等の中止、休講、短縮又は在宅実施等の措置をとることができる。

2 前項に係る情報伝達は、学内放送、本学のウェブサイト、その他の適切な方法で行う。

3 第1項に係る試験、面接授業等の在宅実施においては、通常の実施方法を一部準用する。

第8章 成績について

（成績の評価）

第28条 通信教育部学則第19条に基づく各授業科目の成績の評価、評語及び評価基準は、別表第8のとおりとする。

2 修得した成績の評価を取り消すことはできない。

3 その他、成績評価に関する事項は別に定める。

（成績の評価に係る質問）

第29条 学生は、成績の評価に対する質問をすることができる。面接授業等の成績の評価に関する質問については、所定の期日までに質問を願い出なければならない。

第9章 学修上の倫理に反する行為について

（学修上の倫理に反する行為）

第30条 通信教育部学則第45条に定めるもののほか、学修上の倫理に反する行為は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 面接授業等での出席確認の際の不正行為

(2) 他人のアイディアの盗用や体裁のない文字の羅列等、レポート等成果物提出の際の不正行為及び不適切な行為

(3) 私語等面接授業等の秩序を乱す行為

(4) その他、前3号に定める行為に準ずる行為

2 前項に定める行為があった場合は、学長又は通信教育課程長が関係部署の意見を聴いて、厳重注意等を行うことができる。

3 前項の定めにかかわらず、学長が、第1項に定める行為について、重大又は悪質であると判断した場合、明星大学学生の懲戒に関する規程に基づき処分することができる。

第10章 その他

（学修等に関する情報伝達）

第31条 学修等に関する情報伝達は、原則として、補助教材等にて行う。ただし、必要に応じて、本学のウェブサイト等を使って行う。

(委任)

第32条 この教則に定めるもののほか必要な事項は、通信教育代表委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(改廃)

第33条 この教則の改廃は、通信教育代表委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この教則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2022年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2023年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この教則は、2024年4月1日から施行する。

別表第 1 教育学部教育学科（通信教育課程）の人材の養成に関する目的

教育学部	教育学部は、人間に対する深い洞察力と共感的態度を養い、学校教育及び保育・幼児教育についての専門的な知識と技能並びに幅広い教養を身につけた教員及び教育・福祉問題に創造的に関わる人を育成する。また、生涯学習の場などにおいて幅広く教育的な仕事に関わる人材を育成する。
------	--

別表第2 学部・学科の学位授与方針

教育学部	【課題発見・解決】 (実践躬行の体験教育を通した統合的学修による課題発見・解決力) 1. 幼児・児童・生徒や教育に関する状況の中から課題を発見し、関係者と協働しながら、課題の解決のための重点や手立てを探究し、計画を立て、実行し、評価し、更に改善を進めていくことができる。 【思考・判断】 (グローバルな思考に基づく社会貢献) 2. 人間や社会への深い洞察の下、子どもの資質・能力を豊かに発展させるため、学習指導・生徒指導・学級経営や保育などの在り方を創造的に考える力や、状況に応じて的確に判断する力を身に付けている。 3. 学習指導・生徒指導・学級経営や保育などの在り方を論理的に説明し、協議することのできる表現力を身に付けている。 【関心・意欲・態度】 (自己確立による社会貢献) 4. 幼児・児童・生徒や教育をめぐる状況に関心を持ち、教育や保育の充実改善に主体的、協働的に取り組むことができる。 5. 幼児・児童・生徒のよりよい成長発達を支える役割を自覚し、進んで学び、識見を豊かにし、専門的、実践的な力量を高め続けることができる。 【知識・理解・表現】 (社会を支える幅広い教養) 6. よりよい教育や保育を計画し展開するために必要な専門的な知識を理解している。 7. 教育や保育の基盤となる人間や社会等についての幅広い教養を身に付けている。 【技術・技能】 (社会貢献に結びつく資格並びに特別な技術・技能) 8. 学習指導・生徒指導・学級経営や保育などを効果的に進め、幼児・児童・生徒の資質・能力を豊かに発展させるために必要な技術・技能を身に付けている。 9. 教育や保育に必要な情報を適切に収集・選択し活用できる技術・技能を身に付けている。
------	--

別表第3-1 全学共通教育の学修目標及び教育課程編成・実施方針

全学共通教育	【学修目標】 世界に貢献する人として必要な幅広い教養を身に付け、知性、感情、意志、及び心と体のバランスのとれた人格を育み、総合的な思考力と的確な判断力を土台として、自立し、世界の人々と共生できる人、自ら積極的に学び考える、自己教育能力を持つ人となることを学修目標とする。 【教育課程編成・実施方針】 1. 教育課程編成の考え方 全学共通教育は、学修目標を柱とした6つの科目グループ（1）明星大学と多摩、（2）情報の活用とコミュニケーション、（3）科学的思考科目群、（4）現代社会課題解決科目群、（5）人文知探究科目群、（6）心と体の健康をもって編成されている。このカリキュラムは、学生が各分野の知識・技能を得るだけではなく、生きた教養を身に付けることによって「自己教育」に目覚め、健康で心豊かな自立した市民となるよう構成されている。 （1）明星大学と多摩 明星大学と、本学が所在する多摩について理解し、学生生活の基盤を構築させる。 （2）情報の活用とコミュニケーション 情報化社会で要求される基本的なコンピュータ活用能力と情報倫理を学修させるとともに、グローバル化した社会で生きていくための基本ツールである外国語コミュニケーション能力を身に付けさせる。ただし、外国語学習は単なる「語学」ではなく、異文化に接するための「窓」とあるというスタンスに立って授業を組み立てる。 （3）科学的思考科目群 自然科学系の科目を通して科学的思考法を身に付けさせるとともに、その在り方と将来について考える姿勢を養う。 （4）現代社会課題解決科目群 社会の仕組みを理解して、現代社会にどのような問題があり、その原因は何かを自ら考え、解決方法を追究する姿勢を養う。 （5）人文知探究科目群 日本を含む世界の歴史や文化を学んでその差異の理由を理解し、多様な文化を寛容に受け入れる姿勢を養うとともに、幅広い教養的知見を生かして問題を把握し、適切に判断する能力を身に付けさせる。 （6）心と体の健康 運動・スポーツの実践を通して、協調することの重要性や運動文化のルール・マナーを理解させるとともに、健康の保持増進に必要な知識を身に付けさせる。 2. 教育方法の考え方 学科科目とは異なり、全学部・学科の学生を対象としている観点から、担当教員の専門研究領域を踏まえつつ、自立した市民として身に付けるべき教養という観点から教育を組み立てる。その際、個々の学生が自分の専攻とは必ずしも直結しない教養科目を学ぶことの意義を理解できるよう、担当教員は常にそれを意識した授業を行う。又、特に少人数の授業においては、学生を積極的に授業に参加させて発信を求め、将来にわたって能動的に自己教育を継続していく姿勢を培う。 3. 評価方法の考え方 科目概要やスクーリングのシラバスに授業の到達目標を明示し、そこへの到達度合いを計測することを基本とするが、中間的到達目標を設定することが可能な科目においては中間テスト等を積極的に行い、学生の発展的変化を成績評価に反映できるようにする。又、ペーパーテストに依拠するのみではなく、スクーリングのシラバスに明記することを前提に、受講態度やプレゼンテーション能力等も評価基準に含めることを認める場合がある。
--------	---

別表第3－2 教育学部教育学科（通信教育課程）の教育課程編成・実施方針

教育学部	1. 教育課程編成の考え方 教育学科では、人材養成の目的及びディプロマ・ポリシーを踏まえ、「小学校教員コース」「教科専門コース（国語・社会・数学・理科・音楽・美術・英語）」「特別支援教員コース」の9コースにおいて、教員免許を取得し、豊かな教養と専門的な知識や実践的指導力を備え教育者・保育者等として活躍できる人間を育成するための教育課程を体系的に編成する。教育課程は、学科科目で構成し、更に学科科目は①必修科目、②選択科目に区分する。 （1）学科科目 ①必修科目 1・2年生に、教育者・保育者に向けて子どもや教育に関する理論や制度等を学ぶ基礎的な科目を配置する。又、全学年を通して〈手塩にかける教育〉を実現する少人数クラスとして「教育学基礎演習」（2年生）、「教育実践ゼミ」（3・4年生）を配置し、討論や考察、追究等を通して教育に対する深い理解や実践力を身に付けさせる。4年間の学びの集大成として「卒業指定科目の履修」および「卒業資格試験」に合格させるか、もしくは「卒業研究」履修者は「卒業研究」を完成させた後、卒業研究口頭試問による審査を行う。 ②選択科目 幅広い知識や実践的指導力を備えた教育者・保育者を育成できるよう、幼稚園、小学校、中・高等学校の各教科、特別支援学校の一種免許状の取得に必要な教育の基礎的理解に関する科目をはじめ、教科及び教科の指導法に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、領域及び保育内容の指導法に関する科目等を適切かつ体系的に配置する。 （2）学部共通科目 教育者・保育者としての必要な知識や実践的指導力とともに、高次の教養を身に付けさせるため、思想、言語、歴史、文化、社会、情報等に関する科目を選択科目として配置する。 2. 教育方法の考え方 学生が教育者・保育者となるために必要な資質・能力を身に付け高めることができるよう、科目の特質を踏まえ、次のような指導方法の工夫に取り組む。 （1）学生の主体的・対話的・深い学びが成り立つよう、将来の進路との関わりを視野に置きつつ、学修への見通しをもたせたり振り返ったりすること、学修の対象と双方向に関わり追究を深めること、知識を関連付けてより本質的な理解に達すること、問題を発見し解決に取り組むことなどを重視する。 （2）理論と実践との往還、大学での学修と現実社会との相互のつながりを重視する。 （3）学生の学修の状況や成績評価を踏まえて、指導の計画や方法の工夫改善に努める。 3. 評価方法の考え方 （1）科目概要やスクーリングのシラバスにおいて各科目の教育目標を明示するとともに、学生の主体的、計画的な学修に資するよう到達目標／行動目標を併せて示す。 （2）各科目の教育目標に準拠した成績評価を行う。その際、科目の特質に即して成績評価の規準を事前に明確にする。
------	---

別表第 4－1 明星大学の入学者受け入れ方針

明星大学（以下、本学）は、「学位授与の方針（DP）」に掲げた養成する人材像を達成するため、「学力の 3 要素」を踏まえ、入学前に身につけておくべき能力等を示した「入学者受入方針（AP）」を定め、これに基づいて各学部・学科における入学者選抜を実施する。 （１）知識・技能 ・ 高等学校までの教育の成果として、大学における教養教育及び各学部・学科の専門教育を受けるために必要な基本的な知識・技能を修得している。 （２）思考力・判断力・表現力 ・ 地域を含めた実社会の課題や問題に対して、幅広く論理的に考える素養を備え、その考えを自身でまとめ、他者に伝えることができる。 （３）主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性） ・ 実践的な学びに能動的に取り組み、様々な課題や問題に対して、自ら主体的に考え、解決に向けた行動を取るための素養を備えている。 ・ 本学での学びを経て自己を確立し、他者と協力して社会に貢献したいという強い意欲を有している。	
--	--

別表第 4－2 教育学部教育学科（通信教育課程）の入学者受け入れ方針

教育学部	・ 教育活動をするうえで必要な技能についての基礎的な資質・能力を有している人。 ・ 学校教育又は保育・幼児教育の主体的な学習を経て自己を確立し、多様な人々と適切なコミュニケーションをとることができる人。 ・ 教育や関連する領域において適切に思考・判断する基礎的な資質・能力を有している人。 ・ 体育や教育に関心をもち、具身に資する態度と専門分野の仕事をしたいと意欲を有している人。 ・ 学校教育又は保育・幼児教育を学習する基礎的学力や理解能力を有している人。
------	---

別表第 5 卒業見込み要件

要件	
1	在学期間を以下のとおり満たしていること。 正科生1年次入学：3年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない） 正科生2年次編入学：2年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない） 正科生3年次編入学：1年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない）
2	卒業要件科目について80単位以上修得済みであること。 ※認定単位を含む。
	※正科生2年次編入学及び正科生3年次編入学の場合、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の単位は、卒業要件単位に含めることはできない。
3	スクーリング単位を以下のとおり修得していること。 正科生1年次入学 ：24単位以上 正科生2年次編入学：15単位以上 正科生3年次編入学：8単位以上

別表第6 卒業要件 教育学部教育学科（通信教育課程）

要件	
1	在学期間を以下のとおり満たしていること。 正科生1年次入学：4年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない） 正科生2年次編入学：3年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない） 正科生3年次編入学：2年以上在学している者（休学期間は、在学期間に算入しない）
2	卒業要件単位を124単位以上修得していること。 ※認定単位を含む。
	※正科生2年次編入学及び正科生3年次編入学の場合、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める科目の単位は、卒業要件単位に含めることはできない。 ※修得単位の内訳は下表のとおりとする。
3	スクーリング単位を以下のとおり修得していること。 正科生1年次入学　：30単位以上 正科生2年次編入学：23単位以上 正科生3年次編入学：15単位以上
4	「卒業研究」履修者は、卒業研究口頭試問に合格していること。 「卒業指定科目」履修者は、卒業資格試験に合格していること。

（1）教育学科

科目区分		必修区分	必修科目	卒業に必要な単位数	
全学共通科目 ※1	現代社会での生き方を考える	必修	学びとキャリア	2単位	32単位
		必修	データサイエンスリテラシー	2単位	
		必修	世界の言葉と文化を知る	2単位	
		必修	健康スポーツ科学論	2単位	
	言葉で世界につながる	必修	英語1A	1単位	
		必修	英語1B	1単位	
		選択			
	考えを広げる（知識を知恵に①）	必修	情報の活用と倫理	2単位	92単位
		必修	日本国憲法	2単位	
		選択			
学科科目	必修		教育原理	2単位	23単位
			教育の制度と経営	2単位	
			教職入門	2単位	
			発達心理学	2単位	
			教育学基礎演習1	1単位	
			教育学基礎演習2	1単位	
			教育心理学	2単位	
			教育実践ゼミ1	1単位	
			教育実践ゼミ2	1単位	
			教育実践ゼミ3	1単位	
			卒業研究	8単位	
	選択				69単位
学部共通科目		選択			

※1 学科科目で92単位を超えて修得した単位のうち、9単位までを全学共通科目に含むことができる。

別表第 7 再試験料

(単位：円)

費目	金額
再試験料	10,000

別表第 8 成績の評価、評語及び評価基準

評価	評語	評価基準	判定基準
学則で定める評価	成績通知書記載		
優	優	100点～80点	合格
良	良	79点～70点	
可	可	69点～60点	
合格	出席	出席・欠席判定科目（面接授業等）において、判定基準を満たした場合	
	合格	合否判定科目において、判定基準を満たした場合	
不可	不可	59点以下	不合格
	否	・面接授業等の出席日数不足またはスクーリング試験未受験などによりスクーリング評価をしない場合 ・特別講習等の受講許可科目の出席日数不足または特別講習等試験未受験などにより特別講習等評価をしない場合	
	欠席	・面接授業、特別講習等の全日程欠席の場合	
	棄権	・科目終了試験、卒業資格試験、追試験、再試験で以下の場合 ■自らの意思で受験を放棄した場合 ■受験許可科目にもかかわらず、「試験答案用紙」の提出がない場合 ■解答欄に無記入で答案用紙を提出した場合 ・実習で以下の場合 ■実習許可・実習費支払い済・実習完了したが、事後提出物が提出期限内に未提出 ■実習許可・実習費支払い済だが、実習途中終了または未実施（辞退） ■実習許可されたが、実習費支払い未払いで実習完了し、実習評価・事後提出物が提出済 ■実習許可されたが、実習費支払いが未払い	

	取消	実習で実習不許可または無許可で実習実施した場合
	無効	面接授業、科目終了試験、追試験、再試験、特別講習等において、単位修得要件を満たせない為、評価無効となる場合
不合格	不合格	合否判定科目において、判定基準を満たさない場合